

京都市告示第641号

伝統的な建築様式による建築物及びその敷地が接する細街路により形成される町並みの景観を保全し、及び継承するため、建築基準法（以下「法」という。）第42条第3項の規定に基づき、道の中心線からの水平距離を第1のとおり指定し、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき歴史的細街路を第2のとおり指定しましたので告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

第1 法第42条第3項の規定に基づき、同条第2項に規定する道の中心線からの水平距離を次のとおり指定する。

指定番号	第0005号
指定年月日	令和4年3月30日
道の中心線からの水平距離	法第42条第2項の規定による道の指定時における道の中心線からその道の境界線までの水平距離。ただし、道の中心線からその道の境界線までの水平距離が1.35メートル未満の部分については、道の中心線から1.35メートル
道の延長	145.714メートル
水平距離指定に係る道路の部分の位置	京都市下京区四条通西洞院東入郭巨山町 20番3, 20番4及び22番の各一部 京都市下京区綾小路通西洞院東入新釜座町 716番4, 719番, 731番, 732番1, 732番2, 733番, 734番, 735番, 735番1, 735番2, 736番, 736番1, 736番2, 737番, 738番, 739番, 739番1, 739番2及び739番3の各一部 京都市下京区綾小路通新町西入矢田町 114番1, 114番2, 114番3及び116番の各一部 市有道路敷（成徳経3号線）

第2 条例第5条の規定に基づく歴史的細街路を次のとおり指定する。

1 指定する道

第1により道の中心線からの水平距離が指定された道

2 指定年月日

令和4年3月30日

縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)